

カーテンクリーニング業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会支部 埼玉県済生会鴻巣病院（以下「甲」という。）が委託するカーテンクリーニング業務について、衛生的かつ安全な病院環境の整備を目的としてその仕様を定めるものであり、受託者（以下「乙」という。）は誠実に業務を実施するものとする。

2 業務名

カーテンクリーニング業務

3 履行場所

埼玉県鴻巣市八幡田 849

埼玉県済生会鴻巣病院 本館

4 履行期限

令和7年5月31日

5 業務の概要

- (1) 洗濯を行うカーテンの一覧は別紙カーテン管理台帳のとおりとする。
- (2) 乙は、代替えのカーテンを用意し、洗濯を行うカーテンを取り外した箇所に付け替えること。なお、代替えのカーテンは洗濯を行うカーテンと同等サイズを準備すること。
- (3) 乙は、洗濯後、洗濯を行ったカーテンを納品し、代替えのカーテンを取り外した箇所に付け替えること。
- (4) 乙は、回収したカーテンは2週間以内に洗濯及び納品を完了させること。
- (5) 乙は、洗濯の際、解れ等確認された場合は、甲へ報告し、協議のうえ、必要に応じて、修理・補修をすること。
- (6) 乙は、事前に作業スケジュール表を甲に提出し、必要に応じて日時や作業の調整を行うこと。

6 現場責任者の配置

- (1) 委託業務の遂行及び指揮監督を行う現場責任者を配置すること。
- (2) 業務上の問題事項が生じたときは、直ちに甲に報告し、解決策を協議すること。

7 作業員の管理

- (1) 作業員には清潔な作業着を着用させ、作業を行うこと。
- (2) 作業員は、業務に専念し、業務に必要な場所以外に立ち入らないこと。また、患者様及びその付添者等に配慮し、作業を行うこと。
- (3) 作業員は、作業に用いる工具等を常に携帯し、居室や通路等に放置しないこと。
- (4) 作業員は、業務上知り得た病院及び患者の情報を第三者に漏らしてはならない

8 費用の負担区分等

洗濯物に破損が生じた場合には、乙において補修または交換するものとし、この場合に要する経費は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由により、洗濯物が滅失、破損したと認められる場合は、この限りではない。

9. その他

- (1) 乙は、常に傷病事故、火災その他の事故が発生することのないよう十分に注意すること。
- (2) 乙は、甲の施設内において、事故や建物・設備の損傷を発見したときは、直ちに甲に報告すること。
- (3) 作業の実施に際し、甲の施設内において、建物、設備、備品等を破損させたときは直ちに甲に報告するとともに、その指示に従うこと。
- (4) 作業の実施に際し、発生した梱包材料等は持ち帰ること。
- (5) 洗濯に使用する洗剤・柔軟剤は安心・安全なものを使用すること。
- (6) 仕様書に記載のない事項については疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議の上、対応を決定すること。

以上